

【文教委員会】

(1) 審議概観

第129回国会において文教委員会に付託・可決された法律案は、内閣提出の1件である。なお、衆議院議員提出の法律案1件が予備付託された。また、本委員会付託の請願33種類94件はすべて保留と決定された。

そのほか、栃木県及び埼玉県において視察を行った。

〔法律案の審査〕

国立学校設置法の一部を改正する法律案は、宇都宮大学の教養部を改組して国際学部を設置し、また、岡山大学の教養部を改組して環境理工学部を設置するとともに、新潟大学商業短期大学部、静岡大学工業短期大学部及び神戸大学医療技術短期大学部を廃止して、それぞれの大学の関係学部統合のほか、昭和48年度以後に設置された国立医科大学等の職員の定員を改めようとするものである。なお、衆議院において施行期日に関する附則の規定の一部が修正された。

本法律案は、5月12日に本委員会に付託された。

委員会においては、5月13日、教養部改組・廃止後における一般教育充実の確保、教養部の改組と大学の自治権との整合性、教養部改組に伴う予算上の措置及び施設設備の改善に対する文部省の施策、医療業務の高度化に伴う医療技術教育の拡充、大学院生の研究条件の抜本的改善などについて質疑を行い、全会一致で可決した。

〔国政調査・委嘱審査等〕

6月2日、赤松文部大臣から所信を、勝木文部政務次官から平成6年度文部省関係予算について説明を聴取し、6月20日、文教行政の基本施策について質疑を行った。

委員会においては、文部省の国際家族年における取り組み、登校拒否・いじめ・高校中退の現状、養護教諭の役割の強化のための文部省の施策、業者テスト追放後の高校入試改善の工夫、子供の理科離れ防止のための学校現場での取り組み、原爆ドームの世界遺産化についての文部省の見解、教育委員会の活性

化と地方分権、女子大生の就職難の現状とそれに対する国の施策、海外日本人学校における憲法26条の趣旨の実現、平成6年度文教予算の重点項目、病弱児教育のための環境整備などについて質疑を行った。

そのほか、3月17日、栃木県を訪れ、今国会において内閣から提出された国立学校設置法の一部を改正する法律案の審査に資するため国立宇都宮大学を、外国人子女教育の実情調査のため真岡市立真岡西小学校を、また、理科教育の振興の観点から真岡市科学教育センターをそれぞれ視察した。

また、5月26日、埼玉県を訪れ、新しいタイプの高等学校として国際化・情報化社会に対応できる人材の育成を目的に設置された県立和光国際高等学校を、基礎科学研究の振興の観点から理化学研究所を視察し、あわせて高校教育改革推進体制の整備、新しいタイプの高等学校づくり及び公立高等学校入学者選抜の改善等の取り組みについて県から説明を聴取した。

なお、6月22日、予算委員会から委嘱を受けた平成6年度文部省関係予算の審査を行い、国立大学等文部省所管の研究機関における研究補助者不足問題、私立学校に対する十分な財政措置の必要性、私立専修学校に対する経常費助成の実現、文化予算の抜本的拡充、子供の権利条約発効に伴う文部省の広報活動の現状及び記念行事開催の予定、文教予算のシーリング枠撤廃などについて質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成6年3月8日(火) (第1回)

教育、文化及び学術に関する調査を行うことを決定した。

○平成6年5月13日(金) (第2回)

理事の補欠選任を行った。

国立学校設置法の一部を改正する法律案(閣法第16号)(衆議院送付)について赤松文部大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、政府委員及び厚生省当局に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第16号)

賛成会派 自、社、新緑、公、共

反対会派 なし

○平成6年6月2日（金）（第3回）

文教行政の基本施策に関する件について赤松文部大臣から所信を聴いた。

平成6年度文部省関係予算に関する件について政府委員から説明を聴いた。

○平成6年6月20日（金）（第4回）

文教行政の基本施策に関する件について赤松文部大臣、政府委員、厚生省、大蔵省、労働省及び外務省当局に対し質疑を行った。

○平成6年6月22日（水）（第5回）

平成6年度一般会計予算（衆議院送付）

平成6年度特別会計予算（衆議院送付）

平成6年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（文部省所管）について赤松文部大臣、政府委員、大蔵省及び自治省当局に対し質疑を行った。

今回をもって本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成6年6月29日（水）（第6回）

理事の補欠選任を行った。

請願第7号外93件を審査した。

教育、文化及び学術に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 付託議案審議表

- ・内閣提出法律案（1件）

(注) ※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院			備考
				委員会付託	委員会決議	本会議決	委員会付託	委員会決議	本会議決	
※16	国立学校設置法の一部を改正する法律案	衆	6. 3. 11	6. 4. 25 (予)	6. 5. 13 可決	6. 5. 16 可決	6. 4. 5	6. 5. 12 修正	6. 5. 12 修正	

- ・衆議院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者 (月 日)	予備送付 月 日	本院へ 提出	参議院			衆議院			備考
					委員会付託	委員会決議	本会議決	委員会付託	委員会決議	本会議決	
13	音楽文化の振興のための学習環境の整備等に関する法律案	櫻内義雄君 外 7名 (6. 6. 24)	6. 6. 27		6. 6. 27 (予)			6. 6. 27	断続審査		

(4) 成立議案の要旨

国立学校設置法の一部を改正する法律案（閣法第16号）

【要旨】

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

- 1 各大学における大学改革と教育研究体制整備の一環として、宇都宮大学の教養部を改組して国際学部を、岡山大学の教養部を改組して環境理工学部をそれぞれ本年10月1日に設置し、平成7年4月から学生を受け入れること。
- 2 昼夜開講制による教育体制充実のため、新潟大学併設の商業短期大学部及び静岡大学併設の工業短期大学部を平成8年度限りで廃止して、それぞれの大学の関係学部統合すること。
- 3 看護等医療技術教育の充実等を図るため、神戸大学併設の医療技術短期大学部を平成8年度限りで廃止して、同大学の医学部に統合すること。
- 4 昭和48年度以降に設置された国立医科大学等に係る平成6年度の職員の定員を、1万9,915人（39人増）に改めること。

なお、衆議院において、定員の改正に関する部分の施行期日を公布の日に改める修正が行われた。